

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条第三号、第二十九条、第三十八条及び第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(免許を要しない無線局) 第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 〔一〕三 略 〔2・3 略〕 4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 〔一 略〕 二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。） 〔1〕(9) 略 10 移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用又は無線電力伝送（無線設備が送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。第三十二条の八の三において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの 〔11〕(14) 略 〔三〕十一 略 (無線電力伝送用構内無線局の条件) 第三十二条の八の三 無線電力伝送用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。		(免許を要しない無線局) 第六条 〔同上〕 〔一〕三 同上 〔2・3 同上〕 4 〔同上〕 〔一 同上〕 二 〔同上〕 〔1〕(9) 同上 10 移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの 〔11〕(14) 同上 〔三〕十一 同上 (無線電力伝送用構内無線局の条件) 第三十二条の八の三 無線電力伝送（無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。）用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
(人体にばく露される電波の許容値) 第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)から人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。				(人体にばく露される電波の許容値) 第十四条の二 「同上」 一 「同上」			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値	無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第六号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。))及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体(側頭部及び四肢を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))	毎キログラム当たり二ワット以下	(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第六号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。))及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体(側頭部及び四肢を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))	毎キログラム当たり二ワット以下

[略]	[二・三 略]
	[2ゝ5 略]
第二十四条	(副次的に発する電波等の限度)
	法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。
15	[2ゝ14 略]
	九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局若しくは無線電力伝送用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
三	[一・二 略]
	九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は無線電力伝送用の特定小電力無線局の受信装置
[表略]	[16ゝ36 略]
	第四節の十一 特定小電力無線局の無線設備
第四十九条の十四	(特定小電力無線局の無線設備)
	特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。
[一ゝ五 略]	六 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用のもの及び無線電力伝送用のものに限る。)
	[イ・ロ 略]
ハ	無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)
	であること(無線電力伝送用に使用する場合にあつては、中心周波数を九一八MHz又は九一九・二MHzとする単位チャネルに限る。)
ト	[二ゝゝ 略]
	応答のための装置からの電波を受信できること。ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。
[七ゝ十五 略]	[七ゝ十五 略]
	別表第三号(第7条関係)
[1ゝ23 略]	[1ゝ23 略]

[同上]	[二・三 同上]
	[2ゝ5 同上]
第二十四条	(副次的に発する電波等の限度)
	法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。
15	[2ゝ14 同上]
	九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
三	[一・二 同上]
	九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は無線電力伝送用の特定小電力無線局の受信装置
[表同上]	[16ゝ36 同上]
	第四節の十一 [同上]
第四十九条の十四	(特定小電力無線局の無線設備)
	特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。
[一ゝ五 同上]	六 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用のものに限る。)
	[イ・ロ 同上]
ハ	無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)
	であること(無線電力伝送用に使用する場合にあつては、中心周波数を九一八MHz又は九一九・二MHzとする単位チャネルに限る。)
ト	[二ゝゝ 同上]
	応答のための装置からの電波を受信できること。
[七ゝ十五 同上]	[七ゝ十五 同上]
	別表第三号(第7条関係)
[1ゝ23 同上]	[1ゝ23 同上]

24 916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用若しくは無線電力伝送用の特定小電力無線局、920. 5MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）又は2. 4GHz帯若しくは5. 7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 〔1〕 略 〔2〕 916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の<u>特定小電力無線局又は無線電力伝送用の特定小電力無線局</u> 〔表略〕 〔注 略〕 〔3〕～〔6〕 略 〔25～72 略〕	24 916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局、920. 5MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）又は2. 4GHz帯若しくは5. 7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 〔1〕 同左 〔2〕 916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の<u>特定小電力無線局</u> 〔表同左〕 〔注 同左〕 〔3〕～〔6〕 同左 〔25～72 同左〕
--	--

備考 表の「」の記載は省略する。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕・〔2〕 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置 装 信 送								一 置 装	
								二 試験項目	三 測定器等
変調衝撃係数	調度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	吸収電力密度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数
低周波発振器 オシロスコープ		直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器
								四 特定無線設備の種別	
								〔略〕	
								第二条 第一項 無線設備	
								〔略〕	

改正前

別表第一号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

置 装 信 送								一 置 装	
								二 試験項目	三 測定器等
変調衝撃係数	調度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	吸収電力密度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数
低周波発振器 オシロスコープ		直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器
								四 特定無線設備の種別	
								〔同上〕	
								第二条 第一項 無線設備	
								〔同上〕	

受信装置																										
搬送波電力特性	低周波発振器	搬送波電力	低周波発振器	総合周波数特性	低周波発振器	総合歪及び雑音	電力計	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	送信時間	低周波発振器	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器	通過帯域幅	標準信号発生器	減衰量	標準信号発生器	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器	隣接チャネル選択度	標準信号発生器

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受信装置																								
プレエンファシス特性	低周波発振器	搬送波電力	低周波発振器	総合周波数特性	電力計	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器	通過帯域幅	標準信号発生器	減衰量	標準信号発生器	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器	隣接チャネル選択度	標準信号発生器

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考
表中の「」の記載は注記である。

「注1～24 略」
「イ・ウ 略」
「二・三 略」

レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器	レベル計	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	周波数計	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音

「注1～24 同上」
「イ・ウ 同上」
「二・三 同上」

レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器	レベル計	標準信号発生器	レベル計又は歪率雑音計	周波数計	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百三十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十二条の八の三の規定に基づき、令和四年総務省告示第百六十三号（無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前															
一九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 〔削る〕 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 二 二・四GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 1 電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内をいう。）で運用すること。 2 前号に掲げる条件のほか、地下又は地上一階で運用すること。 3 〔略〕 三 五・七GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 1 前項第一号に掲げる条件 2 前項第三号から第七号までに掲げる条件（受電装置についてはこの限りでない。） 別表第一号 減衰量の値の表 <table><tr><th>周波数</th><th>減衰量</th></tr><tr><td>2.4GHz帯</td><td>14デシベル</td></tr><tr><td>5.7GHz帯</td><td>16デシベル</td></tr></table>		周波数	減衰量	2.4GHz帯	14デシベル	5.7GHz帯	16デシベル	一九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 1 電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内をいう。以下同じ。）で運用すること 2 〔同上〕 3 〔同上〕 4 〔同上〕 二 〔同上〕 〔新設〕 1 前項第一号に掲げる条件のほか、地下又は地上一階で運用すること。 2 〔同上〕 3 〔同上〕 一 第一項第一号に掲げる条件 2 前項第二号から第六号までに掲げる条件（受電装置についてはこの限りでない。） 別表第一号 〔同左〕 <table><tr><th>周波数</th><th>減衰量</th></tr><tr><td>916.7MHz以上920.9MHz以下</td><td>10デシベル</td></tr><tr><td>2.4GHz帯</td><td>14デシベル</td></tr><tr><td>5.7GHz帯</td><td>16デシベル</td></tr></table>		周波数	減衰量	916.7MHz以上920.9MHz以下	10デシベル	2.4GHz帯	14デシベル	5.7GHz帯	16デシベル
周波数	減衰量																
2.4GHz帯	14デシベル																
5.7GHz帯	16デシベル																
周波数	減衰量																
916.7MHz以上920.9MHz以下	10デシベル																
2.4GHz帯	14デシベル																
5.7GHz帯	16デシベル																
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。																	

○総務省告示第二百三十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第六号ニの規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
〔一〕略 二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。 〔1〕略 2 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装置は、次のとおりとする。 〔1〕(2)略 (3) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第六号（無線電力伝送用のものを除く。）、第七号及び第八号に規定する無線局のものであって、キャリアセンスを備え付けているものに限る。）の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。 〔表略〕 〔注略〕 (4) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第六号（無線電力伝送用のものに限る。）に規定する無線局のものに限る。）の送信時間制限装置は、連続してキャリアセンスの受信を行い、送信を行うとする周波数の受信電力が五〇〇ミリ秒の間連続して（一）七四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）未満となり、電波の発射が可能な状態となった後、二・五秒以内にその発射を停止し、かつ、五〇〇ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。 三 キャリアセンスは、次のとおりであること。 〔1・2〕略 3 無線電力伝送用（九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあっては、次のとおりであること。 (1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において（一）七四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上である場合は、電波の発射を行わないものであること。 (2) キャリアセンスの受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルにおいて二〇〇kHz以上の幅であること。 〔略〕 〔略〕 5 〔略〕 4 〔略〕	〔一〕同上 二 〔同上〕 〔1〕同上 2 〔同上〕 〔1〕(2) 同上 (3) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第六号、第七号及び第八号に規定する無線局のものであって、キャリアセンスを備え付けているものに限る。）の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。 〔表同上〕 〔注同上〕 〔新設〕 (4) 〔同上〕 (5) 〔同上〕 (6) 〔同上〕 〔3・4〕同上 〔同上〕 〔1・2〕同上 〔新設〕 三 4 〔同上〕 3 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	6 〔略〕
	5 〔同上〕

○総務省告示第二百三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後				変 更 前			
第2 周波数割当表 [1～7 略]				第2 周波数割当表 [1～7 同左]			
周波数割当表 [第1表 略]				周波数割当表 [第1表 同左]			
第2表 27.5MHz - 10000MHz				第2表 27.5MHz - 10000MHz			
[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	[略]			[同左]			
	915-930 J77	移動 J106	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレ メーター用、テレコンロー ル用及びデータ伝送用、移動 体識別用並びに無線電力伝送 用とし、テレメーター用、テ レコンロール用及びデータ 伝送用への割当ては別表9－ 1に、移動体識別用への割当 ては別表9－10に、無線電力 伝送用への割当ては別表9－ 15による。 一般業務用のうち、移動体識 別用への割当ては別表6－2 に、無線電力伝送用への割当 ては別表6－3による。			
[略]				[同左]			
[第3表 略]				[第3表 同左]			
[国内周波数分配の脚注 略]				[国内周波数分配の脚注 同左]			
[別表1－1～別表9－14 略]				[別表1－1～別表9－14 同左]			
別表9－15 無線電力伝送用特定小電力無線局の周波数表				[新設]			
918MHz 919.2MHz				[別表10－1～別表11－3 同左]			
[別表10－1～別表11－3 略]				[国際周波数分配の脚注 同左]			
[国際周波数分配の脚注 略]				備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記せよ。			

○総務省訓令第28号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月23日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線は改正部分)	
改 正 後	改 正 前
別紙1（第4条関係） 無線局の局種別審査基準 〔第1～第16 略〕 第17 構内無線局 〔1～11 略〕 12 無線電力伝送用構内無線局については1から11までのほか、次のことについて適合するものであること。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 干渉調整について、次のことについて適合するものであること。 〔ア・イ 略〕 ウ 使用周波数帯、運用場所、連絡先等の開設予定無線局に係る基本情報を公開し、920MHz帯にあっては、電波天文業務の用に供する受信設備（ <u>水沢、自由学園那須農場電波観測所、臼田、あわら、みさと天文台、和歌山大、山川又は石垣島の観測所から47km以内に設置する場合に限る。</u> ）、2.4GHz帯にあっては、2.4GHz帯無人移動体画像伝送システムの無線局、2.3GHz帯放送事業用FPU、N-STAR携帯移動地球局、構内無線局（法第12条の規定に基づき免許を受けた2450MHz帯のものに限る。）、2400MHz帯アマチュア局又は電波天文業務の用に供する受信設備（石岡、野辺山・宇宙、臼田、石垣島若しくは入来の観測所から5.7km又は <u>水沢</u> の観測所から1.6km以内に設置する場合に限る。）、5.7GHz帯にあっては、5.7GHz帯無人移動体画像伝送システムの無線局、Bバンド放送事業用FPU/TSL/STL/TTL、5750MHz帯アマチュア局又は電波天文業務の用に供する受信設備（石岡の観測所から1.8km又は臼田の観測所から1.1km以内に設置する場合に限る。）のうち、干渉調整の求めがあった無線局又は受信設備の免許人等と有害な混信の回避等について調整が行われていること。 エ 〔略〕 〔第18～第26 略〕	別紙1 〔同左〕 〔第1～第16 同左〕 第17 〔同左〕 〔1～11 同左〕 12 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 〔同左〕 〔ア・イ 同左〕 ウ 使用周波数帯、運用場所、連絡先等の開設予定無線局に係る基本情報を公開し、920MHz帯にあっては、電波天文業務の用に供する受信設備（ <u>水沢、那須バルサー、野辺山・宇宙、臼田、あわら、みさと天文台、和歌山大又は石垣島の観測所から37.5km以内に設置する場合に限る。</u> ）、2.4GHz帯にあっては、2.4GHz帯無人移動体画像伝送システムの無線局、2.3GHz帯放送事業用FPU、N-STAR携帯移動地球局、構内無線局（法第12条の規定に基づき免許を受けた2450MHz帯のものに限る。）、2400MHz帯アマチュア局又は電波天文業務の用に供する受信設備（石岡、野辺山・宇宙、臼田、石垣島若しくは入来の観測所から5.7km又は <u>水沢若しくは小金井</u> の観測所から1.6km以内に設置する場合に限る。）、5.7GHz帯にあっては、5.7GHz帯無人移動体画像伝送システムの無線局、Bバンド放送事業用FPU/TSL/STL/TTL、5750MHz帯アマチュア局又は電波天文業務の用に供する受信設備（石岡の観測所から1.8km又は臼田の観測所から1.1km以内に設置する場合に限る。）のうち、干渉調整の求めがあった無線局又は受信設備の免許人等と有害な混信の回避等について調整が行われていること。 エ 〔同左〕 〔第18～第26 同左〕

附 則
この訓令は、令和8年6月23日から施行する。